

循環経済を先導する地域をつくるませんか？

～地域の再エネ資源・マテリアルを地域で利用するモデルの策定を支援します～

令和7年度補正予算

みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち

地域循環型エネルギー・システム構築

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり（計画策定、体制整備等）

事業概要

太陽光・バイオマス・小水力などの地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりに向け、エネルギー・マテリアルを農林漁業関連施設等をはじめ、地域で利用するモデルの策定等を支援する事業

支援対象

協議会（構成員：農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等）、
地方公共団体、民間団体等

* 協議会以外が事業実施主体となる場合であっても、設備導入を行う場合は、事業終了時までに協議会を組織

1 推進会議の開催〈必須〉

定額支援

- 農林漁業者、発電事業者及び地方公共団体等の関係者の話し合いに必要な会場借料、専門家招へい費用、旅費などを支援

2 課題解決に向けた調査・ 地域人材育成・栽培実証等〈必須〉

1/2以内、定額支援

- 先進地区の視察等の調査に必要な人件費、謝金、旅費などを支援
- 専門家による指導・研修等の地域人材の育成に必要な研修等参加費などを支援
- 営農型太陽光発電設備下における栽培実証に必要な人件費、謝金、旅費、計測機器等の借上費などを支援

* 借上費は、本事業における検証に必要な期間に係る経費に限り、交付対象。

3 営農型太陽光発電設備の導入〈任意〉

1/2以内

- 上記1・2の検討の結果、策定したモデルに基づいた営農型太陽光発電設備の導入に必要な設備費を支援

* 導入する設備については、規模要件（詳細裏面）を満たすこと。

* 上記2の栽培実証に取り組む場合であって、農業試験場、研究機関又は教育機関の構内の農地に設備を導入する場合は、モデル策定前に導入ができるものとし、上記の規模要件を課さない。

* 蓄電池は交付対象外。

支援内容

要望 調査

- 1月26日（月）～2月25日（水） 農林水産省本省必着。
- 都道府県を通じて調査しますので、都道府県の必着期限は都道府県にお問い合わせください。



栽培実証について

- 営農型太陽光発電設備下において栽培実証を実施し、宮農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における宮農への影響の見込みを検討する際の関連データ（収量・品質・作業時間）等を整備する。その他、営農型太陽光発電設備の設置による水田からのメタン発生状況への影響等の環境影響の検証も併せて実施できる。
- 栽培実証においては、営農型太陽光発電設備を設置しない対照区を必ず設ける。対象作目は、地域において推奨・奨励している作目若しくはその候補である作目又は普及指導員等による栽培指導を行っている作目若しくはその候補である作目。
- 栽培実証は、既存の宮農型太陽光発電設備を活用して実施してもよい。また、営農型太陽光発電設備の場合と同等の実証結果が得られる場合は、営農型太陽光発電設備の模型により実施してもよい。



規模要件等について

- 導入する営農型太陽光発電設備については、次のいずれかの規模要件を満たしていること。
 - (ア) 発電能力が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の瞬間的な最大消費電力の概ね3分の10を超えない規模
 - (イ) 1日当たりの最大発電量が、発電した電気を供給する地域の農林漁業関連施設等の1日当たりの最大消費電力量の概ね3分の10を超えない規模

● 発電した電気に関して、FITやFIPによる売電は行わず、原則協議会内で利用すること。



交付率、上限額について

- 「推進会議の開催」「課題解決に向けた調査・地域人材育成・栽培実証等」
交付率は定額（機械の賃借、模型の設置に係る経費は2分の1以内）、上限額は合計で200万円。
 ただし、次のいずれかに該当する場合は、上限額は合計で1,000万円。
 - (ア) 事業実施地域の所在する市町村が、農林漁業循環経済先導計画を作成しており、事業内容に関連が見られる場合
 - (イ) 事業実施主体が市町村又は構成員に市町村が含まれる協議会であって、農林漁業循環経済先導計画を令和8年度までに当該市町村が作成することが見込まれる場合
- 「営農型太陽光発電設備の導入」
交付率は2分の1以内、上限額は1営農型太陽光発電設備当たり800万円。
 なお、事業実施後の普及に有効である場合又は栽培実証に必要な場合に限り、複数の営農型太陽光発電設備の導入ができる。複数導入ができる場合の具体例は次のとおり。
 - (ア) 平地と中山間地など、地理的条件が異なる場所に設置する場合
 - (イ) 水田と畠地など、圃場条件が異なる場所に設置する場合
 - (ウ) 営農型太陽光発電設備下における栽培作物が異なる場合



農林漁業循環経済先導計画について

- 市町村が作成する、農林漁業を核とした地域資源・再生可能エネルギーの循環利用を加速化させる包括的な計画。
- 再生可能エネルギー設備・バイオマスマテリアル製造設備を1設備以上、エネルギー・マテリアル材を供給する農林漁業関連施設等を1施設以上、合計3施設以上を1つのプロジェクトとして位置付ける。

問合せ先

要望調査や事業申請については都道府県に、
事業活用上の御不明点等については下記に御相談ください。

北海道農政事務所

生産支援課

☎ 011-330-8536

(北海道)

東北農政局

環境・技術課

☎ 022-221-6193

(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)

関東農政局

環境・技術課

☎ 048-740-5324

(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡)

北陸農政局

環境・技術課

☎ 076-232-4131

(新潟・富山・石川・福井)

東海農政局

環境・技術課

☎ 052-746-1313

(岐阜・愛知・三重)

近畿農政局

環境・技術課

☎ 075-414-9722

(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)

中国四国農政局

環境・技術課

☎ 086-230-4249

(鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知)

九州農政局

環境・技術課

☎ 096-300-6025

(福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)

内閣府沖縄総合事務局

農林水産部 食料産業課

☎ 098-866-1673

みどりの食料システム戦略に関する
農林水産省Webページ

事業の詳細を掲載しています

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課

再生可能エネルギー地域普及班 ☎ 03-6744-1508

